



1枚に切り取る医療界の2週間

2020年1月13日号

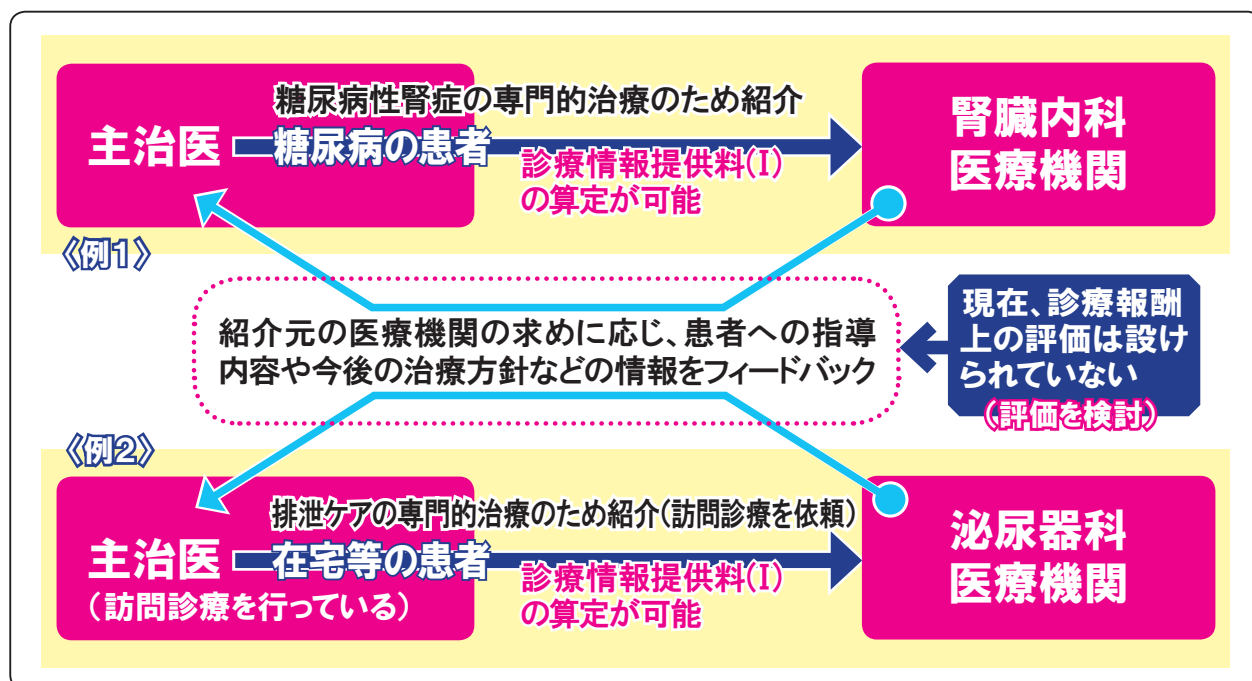
Medical management support by astellas

診療情報提供料に関し「情報フィードバック」の評価も検討 ~4月改定に向け

《背景》 4月実施予定の診療報酬改定に向けた中央社会保険医療協議会の議論において、医療機関間の連携をさらに推進するため、診療情報提供に対する評価に関し、新たな仕組みを設けることが検討案が挙げられた。

《解説》 現在の診療情報提供に関する評価は、例えば、かかりつけ医が継続的に診ている患者について、腎臓内科や泌尿器科などの専門的な治療のために他の医療機関を紹介した場合、診療情報提供料(I)の算定が可能——といった仕組みです。一方、紹介を受けた医療機関が、患者への指導内容や今後の治療方針などの情報を、紹介元の医療機関の求めに応じてフィードバックしても診療報酬上は評価されません。こうした状況を踏まえ、質の高い診療を提供するという観点から、患者の紹介を受けた医療機関から紹介元医療機関への情報提供も評価することが検討事項になっています。

◎かかりつけ医と専門的治療を行う医療機関との連携例(厚生労働省の資料に基づいて任意イメージ表示)



《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867